通達区分	一般通達
有効期間	５年（令和12年３月31日まで）

県本部各部課長
県下各警察署長　殿

宮本免第４３５号
令和７年３月２４日
交通部長

運転免許関係事務取扱要領の制定について（通達）

運転免許関係事務について、運転免許関係事務取扱要領を別添のとおり制定し、令和７年３月24日から施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

運転免許関係事務取扱要領

第１　趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第１号。以下「県規則」という。）並びに行政手続法（平成５年法律第88号）の規定に基づき、運転免許（以下「免許」という。）に関する事務（運転免許試験に係る事務を除く。以下「免許事務」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要領において使用する用語は、法第６章において使用する用語の例による。

第３　免許事務の取扱い

宮城県運転免許センター（以下「県免許センター」という。）、宮城県警察石巻運転免許センター（以下「石巻免許センター」という。）、宮城県警察古川運転免許センター（以下「古川免許センター」という。）、宮城県警察仙南運転免許センター（以下「仙南免許センター」という。）及び気仙沼警察署（以下「免許センター等」と総称する。）並びに気仙沼警察署以外の警察署（以下「各警察署」という。）における免許事務の受付日及び受付時間は、それぞれ次のとおりとする。

１　免許センター等

運転免許課長が別に定める。

２　各警察署

月曜日から金曜日までの日（宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第１条第１項第２号及び第３号に規定する県の休日を除く。）の午前９時から午後４時までとする。

第４　免許センターごとの管轄警察署

県規則第29条第１項に規定する免許事務を取り扱う警察署を管轄する免許センター（県免許センター、石巻免許センター、古川免許センター及び仙南免許センターをいう。）は、次のとおりとする。

１　県免許センター

仙台中央警察署、仙台南警察署、仙台北警察署、仙台東警察署、泉警察署、若林警察署、塩釜警察署、大和警察署、気仙沼警察署及び南三陸警察署

２　石巻免許センター

石巻警察署、佐沼警察署、登米警察署及び河北警察署

３　古川免許センター

古川警察署、栗原警察署、遠田警察署、鳴子警察署及び加美警察署

４　仙南免許センター

岩沼警察署、大河原警察署、白石警察署、角田警察署及び亘理警察署

第５　免許事務の処理要領

免許センター等における免許事務並びに各警察署における運転免許証及び免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証）（以下「免許証等」という。）の記載事項変更届の受理、免許証等の返納及び免許情報記録の抹消の受理並びに暗証番号照会・閉塞解除依頼の受理及び回答については、原則として全て即日処理するものとし、その取扱いは次のとおりとする。

なお、免許事務のうち気仙沼警察署を除く県規則第29条第１項の表の警察署（以下「更新事務取扱警察署」という。）で取り扱う免許証等の更新及び再交付については、当該警察署から関係書類の送付を受けて県免許センターにおいて処理する。

１　免許証の更新

⑴　申請の受理

ア　免許センター等で免許証等の更新の申請（以下「更新申請」という。）を受理する場合は、運転免許証又はマイナンバーカード若しくはその双方、運転免許証等更新申請書（別記様式第１号の１）及び質問票（別記様式第１号の２）を提出させ、その記載内容を照合し、記載漏れ、誤り等を確認すること。この場合において、質問票に誤記等で訂正があるときは、誤記等に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させるとともに、回収した質問票は、免許証等の更新を受けようとする者の面前において復元できない措置を講ずること。また、質問票の誤記等について是正を求めた場合で、免許証等の更新を受けようとする者がこれに応じないときは、以後の手続を打ち切ること。

また、現に受けている免許の保有状況が運転免許証とマイナ免許証である者（以下「二枚持ち者」という。）の更新を行う場合は、そのいずれか一方の更新を行う場合であっても、適性検査の結果、条件を付す必要が認められる可能性があり、その場合は、更新しない運転免許証又はマイナ免許証についても確実に措置を講ずる必要があることを踏まえ、運転免許証及びマイナ免許証の双方を提示しなければ更新申請を行うことができない。

イ　免許の停止処分期間中における更新申請又は更新事務取扱警察署で更新申請を受理する場合は、運転免許証等更新申請書及び質問票を提出させ、その記載内容を照合し、記載漏れ、誤り等を確認すること。この場合において、質問票に誤記等で訂正があるときは、誤記等に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させるとともに、回収した質問票は、免許証等の更新を受けようとする者の面前において復元できない措置を講ずること。また、質問票の誤記等について是正を求めた場合で、免許証等の更新を受けようとする者がこれに応じないときは、以後の手続を打ち切ること。

ウ　免許証等の更新を受けようとする者が既に免許証等の更新に必要な講習（以下「更新時講習」という。）を受講している場合は、特定任意講習終了

証明書、高齢者講習終了証明書又は特定任意高齢者講習終了証明書の提出を求めること。

⑵　持参した申請用写真による申請の受理

免許証等の更新を受けようとする者が持参する申請用写真で免許証等の作成を希望する場合は、県免許センターで事前に当該申請用写真を審査し、申請用写真として使用可能と判断した上で、運転免許証等更新申請書及び質問票の提出を受けて受理すること。この場合において、質問票に誤記等で訂正があるときは、誤記等に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させるとともに、回収した質問票は、免許証等の更新を受けようとする者の面前において復元できない措置を講ずること。また、質問票の誤記等について是正を求めた場合で、免許証等の更新を受けようとする者がこれに応じないときは、以後の手続を打ち切ること。

⑶　適性検査の実施

ア　適性検査は、現に有する最上位の免許の運転に必要な運転適性について規則第29条第８項において読み替えて準用する規則第23条第１項の規定により実施すること。

イ　適性検査の結果、合格基準に達したときは、運転免許証等更新申請書の適性検査結果欄に現に有する最上位の免許に係る最低合格値を記載するものとし、総合判定の該当項目を丸で囲むこと。

なお、身体の状態に応じて条件を付与、解除又は変更するときは、運転免許証等更新申請書に免許の条件の付与等の内容及び付与する全ての条件コードを記載すること。

ウ　適性検査の結果、規則第29条第８項において読み替えて準用する規則第23条第１項に規定する合格基準に達しないものの、現に有する他の免許又は下位の免許の合格基準に達したときは、当該合格基準に達した免許の種別に応じて更新させることができる。

エ　前記ウの規定により合格基準に達した免許の種別に応じて更新申請を受理するときは、運転免許取消申請書（別記様式第２号）を提出させるとともに、規則第30条の７第５項に規定する申請による運転免許の取消通知書を作成し、当該申請を行った者に交付すること。

⑷　免許証の交付日の指定

ア　更新事務取扱警察署において更新申請を受理するときは、現に保有する免許証の備考欄に申請受理年月日、新たな免許証の引換交付日、新たな免許証を交付するまでの有効日、免許証の更新を受けようとする者の更新時講習の区分及び新たに付与、解除又は変更した条件を記載すること。

なお、有効日は、引換交付日後おおむね14日以内の期日とすること。

イ　更新事務取扱警察署で更新申請を行った者が、免許センター等で更新時講習を受講した場合は、当該免許センター等において現に保有する免許証の備

考欄に更新時講習受講済みである旨を記載すること。

⑸　書面による教示事項の交付

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第１項の規定により、優良運転者以外の者には、教示事項（別記様式第３号）を交付すること。

２　免許証等の再交付

⑴　免許証等の再交付の申請の受理

免許証等の再交付（以下「再交付」という。）の申請を受理するときは、紛失等の直前における免許証等の保有状況及び再交付申請後の保有状況の希望を聴取し、再交付申請書等（運転免許証再交付申請書（別記様式第４号）、運転免許証交付申請書（別記様式第５号）、特定免許情報記録申請書（別記様式第６号）、免許保有状況変更申出書（紛失等時）（別記様式第７号の１）、免許保有状況変更申出書（発見時）（別記様式第７号の２））を提出させ、再交付の理由等を確認すること。

なお、運転免許証の亡失又は滅失を理由とする場合（二枚持ち者でマイナ免許証に保有状況を変更する場合を除く。）は、運転免許証亡失・滅失等てん末書（別記様式第８号。以下「亡失等てん末書」という。）の提出を受けること。

⑵　記載事項変更届と同時の申請の受理

免許証等の記載事項変更と同時に再交付の申請を受理する場合は、再交付申請書等を提出させ再交付の理由等を確認し、運転免許証の亡失又は滅失を理由とする場合（二枚持ち者でマイナ免許証に保有状況を変更する場合を除く。）は、亡失等てん末書の提出を受けること。

なお、この場合の手数料は、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号。以下「手数料条例」という。）で定める免許証の再交付申請に係る手数料の額を徴収すること。

⑶　南三陸警察署における取扱い

南三陸警察署において、免許証の汚損又は破損による再交付の申請を受理したときは、当該免許証の写真、記載内容等が判別できるものについては、免許証の備考欄に再交付申請中である旨を朱書きすること。また、免許証の記載事項変更と同時に再交付の申請を受理する場合（免許証を亡失又は滅失したときを除く。）は７－⑴に規定する事務を行うこと。

⑷　免許証等の住所が他県の者からの住所変更と再交付の同時申請

再交付申請に係る免許証等の住所が宮城県以外である者から免許証等の住所の記載事項変更及び再交付の申請（免許証等を亡失、滅失、汚損、若しくは破損した場合又は免許証等の電磁的方法による記録を毀損した場合に限る。）を同時に受理したときは、旧住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して免許データの閲覧を要求し、再交付申請書等の内容及び顔貌を照合確認すること。この場合において、南三陸警察署において受理したときは、県免許センターを通じて行うものとする。

⑸　更新と同時の申請の受理

免許証等の更新と同時に再交付の申請を受理する場合は、運転免許証等更新申請書及び質問票を提出させるとともに、再交付の理由等を確認し、運転免許証の亡失又は滅失を理由とする場合（二枚持ち者でマイナ免許証に保有状況を変更する場合を除く。）は、亡失等てん末書の提出も併せて受けること。この場合において、質問票に誤記等で訂正がある場合は、誤記等に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させるとともに、回収した質問票は、免許証等の更新を受けようとする者の面前において復元できない措置を講ずること。また、質問票の誤記等について是正を求めた場合で、免許証等の更新を受けようとする者がこれに応じないときは､以後の手続を打ち切ること。

なお、この場合の手数料は、手数料条例で定める免許証の更新申請に係る手数料の額を徴収すること。

3　免許証等の保有状況変更の申請の受理

免許証等の保有状況変更の申請を受理するときは、現在の免許証等の保有状況及び申請後の保有状況の希望を聴取し、特定免許情報記録申請書、免許情報記録抹消届（別記様式第９号)、運転免許証返納届（別記様式第10号)、運転免許証交付申請書（以下「保有状況変更申請書等」という。）を提出させること。

なお、この場合の手数料は、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号。以下「手数料条例」という。）で定める免許証の再交付申請に係る手数料の額を徴収すること。

また、現に受けている免許の保有状況が二枚持ち者の場合は、そのいずれか一方の保有状況変更を行う場合（再交付の場合を除く。）であっても、運転免許証及びマイナ免許証について確実に措置を講ずる必要があることを踏まえ、運転免許証及びマイナ免許証の双方を提示しなければ保有状況変更を行うことができない。

4　特定免許情報の記録及び抹消

⑴　マイナンバーカードへの特定免許情報の記録

マイナンバーカードへの特定免許情報の記録は、申請者に運転免許証等更新申請書等を提出させて行うものとし、マイナンバーカードへ特定免許情報を記録する際は、申請者の顔貌、マイナンバーカードの顔写真及び氏名、申請書の３点全てが合致するか確認してから行うこと。

記録後、免許情報記録確認書を印字し、申請者のマイナンバーカードと内容が合致することを確認してから、申請者に交付すること。

⑵　特定免許情報の抹消

マイナンバーカードの特定免許情報の抹消は、申請者に運転免許取消申請書等を提出させて行うものとし、マイナンバーカードから特定免許情報を抹消する際は、申請者の顔貌、マイナンバーカードの顔写真及び氏名、申請書が全て合致するか確認してから行うこと。

5　運転免許証の作成及び交付

⑴　作成

運転免許証は、免許センター等において申請を受理したものにあっては当該免許センター等において、更新事務取扱警察署において申請を受理したものにあっては当該各警察署から関係書類の送付を受けて県免許センターにおいてそれぞれ作成すること。

なお、運転免許証を作成する際の備考欄は、別表の運転免許証備考欄記載要領（以下「記載要領」という。）により記載すること。

⑵　運転免許証の交付

ア　運転免許証は、原則として、申請を受理した免許センター等又は各警察署で交付するものとする。

イ　新たに免許を受けようとする者に対する運転免許証の交付は、受験票と引換えに行うこと。

ウ　運転免許証を現に受けている者に当該免許の種類と異なる種類の免許を与えた場合の運転免許証の交付は、受験票及び旧運転免許証と引換えに行うこと。

エ　運転免許証の更新を受けた者に対する運転免許証は、申請者が希望しない場合を除き、一部分に穴を空けた旧運転免許証とともに交付すること。ただし、運転免許証の更新を受けようとする者（運転免許証を亡失、盗難又は滅失した者を除く。）が手続中に当該運転免許証を紛失等したときは、旧運転免許証に代えて手続中の者からてん末書（別記様式第11号）の提出を受けて交付すること。

オ　再交付を受けた者（運転免許証を亡失、盗難又は滅失した者を除く。）及び申請取消しで一部の種類の免許を取得した者に対する運転免許証の交付は、旧運転免許証と引換えに行うこと。ただし、運転免許証の再交付を受けようとする者（運転免許証を亡失、盗難又は滅失した者を除く。）が手続中に当該運転免許証を紛失等したときは、旧運転免許証に代えて手続中の者からてん末書の提出を受けて交付すること。

⑶　代理人への交付

運転免許証の即日交付が困難な運転免許証に係る代理人への交付は、運転免許証の交付を受けようとする者本人からの委任状の提出を受けた上で、前記⑵の規定に準じて行うこと。

6　免許の条件等

⑴　申請の受理

ア　法第91条の規定により免許に条件を付された者の免許の条件の解除又は変更は、県規則第28条の運転免許の条件解除・変更申請書（以下「条件解除・変更申請書」という。）の提出を受けて行うこと。この場合において、検査の結果、免許の条件が解除又は変更となる基準に達したときは、条件解除・

変更申請書に当該基準の最低基準値を記載するものとする。

イ　法第91条の２第１項の規定により条件の付与又は変更を受けようとするときは、運転免許条件申請書（別記様式第12号）の提出により行うものとする。

⑵　備考欄への記載

運転免許証の備考欄に、免許の限定解除に係る記載、免許の条件付与・変更に係る記載、大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許の経歴に係る記載、並びに初心運転者標識の免除証明に係る記載を行う場合は、記載要領により記載するものとし、併せて運転免許証ＩＣ追記装置により免許の条件の解除・付与又は変更の内容を電磁的に記録すること。

7　免許証等の記載事項変更届の受理

⑴　記載事項変更届の確認及び電磁的記録

免許証等の本籍・国籍等、氏名又は住所の記載事項の変更届出を受理する場合は運転免許証記載事項変更届（別記様式第13号）を、生年月日又は性別を修正する場合にあっては運転免許証記載事項変更届（生年月日修正）（別記様式第14号）を提出させ、記載内容及び規則第20条第２項の規定により添付又は提示された書類を照合確認するとともに、当該運転免許証の備考欄に記載要領により変更事項（本籍・国籍等は、変更した旨）を記載すること。また、併せて運転免許証ＩＣ追記装置により本籍・国籍等、住所その他の変更事項を電磁的に記録すること。

⑵　住居表示の変更による記載事項変更届

住居表示の変更により、免許証等の本籍・国籍等又は住所に変更が生じた場合については、市町村の発行する住居表示新旧対照表等により変更内容が確認できるときは、前記⑴の規定による添付又は提示を省略させることができる。

8　免許証等の返納届等の受理

免許証等の返納について、運転免許証の場合は、県規則第33条の３の運転免許証返納届を、マイナ免許証の場合は、免許情報記録抹消届を提出させ、その記載内容及び返納理由を確認して受理すること。この場合において、法第106条の３第１項各号に該当しない有効期間のある運転免許証については、申請取消しについて教示すること。

9　経由申請に係る免許証等の更新申請の受理

⑴　経由更新申請の受理

ア　県免許センターにおいて、宮城県以外の都道府県公安委員会に係る免許証等の更新申請を受理するときは、経由申請書（別記様式第15号）及び質問票を提出させ、経由申請をしようとする者が優良運転者又は一般運転者であること、経由申請をしようとする者の誕生日が経過していないこと（免許情報記録の書換えを宮城県公安委員会において受けたい旨の申出（以下「経由地書換申出」という。）をする場合は有効期間の末日を経過していないこと）を更新連絡書等により確認した上で、当該免許証等と経由申請書の記載内容

を照合し、記載漏れ等及び当該都道府県の収入証紙（収入証紙を取り扱わない都道府県にあっては、確認印が押印された免許証更新手数料納入済通知書等）が貼付されていることを確認し受理すること。

なお、質問票に記載漏れがある場合、質問票の誤記等の是正に応じない場合、申請用写真を添付していない場合、高齢者講習の受講対象者であって高齢者講習終了証明書を添付していない場合その他経由申請に不備がある場合は、当該経由申請をしようとする者にその旨を教示し、当該経由申請書を受理しないこと。

イ　経由申請により提出を受けた質問票で、回答欄の「はい」にチェックがあるときは、経由申請受理後、住所地を管轄する都道府県公安委員会から病気の症状等について聴取される旨を教示すること。

ウ　経由申請により提出を受けた運転免許証は、備考欄に経由更新手続中である旨を記載した上で、経由申請をしようとする者に返却すること。

エ　経由申請をしようとする者が更新時講習の受講を希望する場合は、手数料条例で定める講習手数料を徴収するとともに、受講後に経由申請書に講習済みである旨を記載すること。

⑵　適性検査の実施

ア　適性検査は、他の免許証等の更新を受けようとする者と同様に実施し、適否の判断は行わず、検査結果について経由申請書の適性検査結果欄に記載すること。

イ　宮城県に住所を有する者で宮城県以外で経由申請をしたものが、免許の更新の可否の判断がされていない場合は、当該経由申請をした者に対して通知を行い、適性検査の再検査を実施すること。

⑶　写真撮影

経由地書換申出があった場合、県免許センターにおいて直接撮影機により写真撮影し、又は申請書の添付写真から免許情報に記録する写真を撮影すること。

⑷　マイナ免許証のみを有する者に対する免許情報記録の書換え

免許情報記録の更新を受けようとする者が経由地書換申出をした場合は、経由申請を行った者の顔貌、マイナンバーカードの券面の写真及び記録しようとする免許情報の顔写真データを確認した上で、免許情報記録の書換えを行い、経由更新を行った者に対して、免許情報記録確認書を交付すること。

⑸　関係書類の送付

経由申請により受理した関係書類は、経由申請をした者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に送付すること。

⑹　免許証の作成及び交付

経由申請に係る運転免許証は、県免許センターにおいて経由地公安委員会から送付を受けた適性検査結果通知書等の内容により運転免許証更新申請票を作成の上、経由申請をした者が運転することに支障がないと認めた日以降に作成

し、経由申請した日から起算して３週間を経過した日から、経由申請をした者又はその代理人に交付すること。

10　暗証番号の照会及び閉塞解除

免許証等の暗証番号の照会及び閉塞解除の依頼は、暗証番号照会・閉塞解除依頼書（別記様式第16号）及び免許証を提出させ、本人であることを確認して回答及び処理すること。

なお、各警察署で宮城県以外の都道府県公安委員会に係る免許証の暗証番号照会を受理した場合は、前記第４に規定する免許センターに、宮城県警察情報管理システムにおける電子メールにより照会を行い対応すること。

11　申請取消しの受理

⑴　受理基準

申請取消しは、次のいずれにも該当しない場合に行うこと。

ア　複数の種類の免許を持つ者が、下位免許の取消しのみを申請するとき。

イ　交通事故又は交通違反をし、免許の取消しの対象者に該当しているとき。

ウ　交通事故又は交通違反をし、免許の停止の対象者又は違反者講習の対象者に該当しているとき。

エ　臨時適性検査に係る免許の取消し又は停止の対象者に該当しているとき。

オ　初心運転者講習又は再試験の対象者に該当しているとき。

カ　若年運転者講習の対象者又は特例取得免許の取消しの対象者に該当しているとき。

キ　申請取消しを行おうとする者から、交通事故又は交通違反を起こした旨の申出があり、今後免許の取消し又は停止を受けるおそれがあるとき。

⑵　免許を受けた者から法第104条の４第１項の申出を受けたときは、当該申出に係る免許を与えることができる。

⑶　申請の受理

ア　申請に必要な書類

(ｱ)　運転免許取消申請書、運転経歴証明書を同時に申請する場合は県規則第33条の２第２項の運転経歴証明書交付等申請書（以下「交付等申請書」という。）

(ｲ)　免許証等

(ｳ)　申請用写真（各警察署で受理する場合で、一部取消しのときに限る。）

イ　申請受理方法

(ｱ)　申請取消しを行おうとする者が真に免許の取消しを希望しているかどうかについてその意思を確認し、申請取消しを受けた者が当該免許を再取得するためには、新たに運転免許試験を受ける必要があることを教示すること。

(ｲ)　運転免許取消申請書又は交付等申請書を記載させ、記載内容に誤りがないかどうか、及び前記⑴の受理基準に該当するかどうかについて確認する

こととし、交付等申請書の運転免許証コピー欄に免許証を複写すること。

なお、申請者が希望すれば返納運転免許証の一部分に穴をあけて申請者に交付できることとする。

(ｳ) 免許センター等で受理する場合は、申請取消しを行おうとする者について、警察庁に対する免許証等の番号並びに氏名及び生年月日による免許・不適格事実照会（以下「警察庁照会」という。）を行い、前記⑴の受理基準に該当するかどうかについて確認すること。各警察署で受理する場合は、前記第４に規定する免許センターに取消しを行おうとする者の警察庁照会を依頼し、前記⑴の受理基準に該当するかどうかについて確認すること。

なお、いずれで受理した場合でも、前記⑴の受理基準に該当する場合は申請取消しを受理できないことに留意するとともに、その旨を申請者に説明すること。

(ｴ) 代理人による申請を受理する場合は、申請者が記載した申請取消し等申請確認書（別記様式第17号）を提出させ、申請者の確実な取消しの意思を確認するとともに、記載の代理人の住所、氏名及び申請者との関係を確認すること。その際、代理人の本人確認書類の写しを添付すること。

(ｵ) 各警察署で受理した場合は、速やかに関係書類を前記第４に規定する免許センターに送付すること。

ウ 免許センターの回答要領

各警察署から照会依頼を受けたときは、速やかに警察庁照会を行うものとする。この場合において、前記⑴－イからキまでに規定する基準に該当するときは、各取扱所属に照会し、その処理状況を確認した上で結果を回答すること。

⑷ 取消通知書の交付

申請により免許を取消しする場合は、規則第30条の７第５項に規定する申請による運転免許の取消通知書を作成し、申請取消しを行おうとする者に交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書を同時に申請する場合を除き、申請取消し後の５年以内において、当該申請取消しを行おうとする者の申出により運転経歴証明書の交付をすることができる旨を教示すること。

⑸ 一部取消しに係る運転免許証の作成、交付及び特定免許情報の記録

一部の免許取消しに係る前記⑵の申出を受けた場合は、申請者本人が申請する場合にのみ受理し、新たな運転免許証を作成して交付する、又はマイナンバーカードに特定免許情報を記録するものとする。この場合に、法第104条の４第１項後段の申出を受けたときは、手数料条例で定める交付手数料の額を徴収すること。

なお、南三陸警察署にあっては、新たな運転免許証の交付は後日となることから、申請取消しに係る運転免許証の備考欄に現在申請取消手続中である旨を記載して交付すること。

12　国外運転免許証の交付申請の受理及び交付

⑴　国外運転免許証の交付申請の受理

国外運転免許証の交付申請は、前記第４に規定する免許センターにおいて、国外運転免許証交付申請書（別記様式第18号）を提出させ、その内容及び規則第37条の９第２項に規定する添付書類等を確認した上で受理すること。

⑵　国外運転免許証の代理申請

国外運転免許証の代理申請は、次に掲げる場合に限り受理すること。

ア　国外運転免許証の交付を受けようとする者が既に外国に渡航している場合で、その者が受けている免許証の有効期間がおおむね３か月以上で、かつ、その者との関係が明らかである親族等によって申請されるとき。

イ　国外運転免許証の交付を受けようとする者が一般社団法人日本自動車連盟に申請の代行を委任し、一般社団法人日本自動車連盟が申請するとき。

⑶　渡航証明

法第107条の７第２項の外国に渡航するものであることを証する書面は、次に掲げるものとする。

ア　旅券

イ　船員手帳又は乗船通知

ウ　渡航費用の支払能力を立証する書類の写し

エ　公用旅券発給請求書の写し

オ　公務により出張する公務員であるときは、その者の所属する長等が発行する渡航証明書

カ　前記ア及びイに規定する書面を提出することができないときは、旅行業者等が発行する渡航証明書

キ　前記⑵の国外運転免許証の代理申請の場合は、本人からの委任状及びその者が外国に渡航していることを証明する書面

⑷　国外運転免許証の返納の受理

国外運転免許証の返納を受理するときは、県規則第33条の３に規定する国外運転免許証返納届を提出させ、その記載内容及び返納理由を確認して受理すること。

第６　免許証の照会番号の付与

免許証の照会番号は、別途指定する番号により付与すること。

第７　運転免許証の保管

運転免許証を保管する場合は、新規、更新、併記及び再交付の別に免許証を区分し、施錠設備のある保管庫に収納すること。

第８　旧運転免許証の取扱い

併記、再交付（亡失、盗難又は滅失によるものを除く。）、申請取消し等で引換え交付により提出を受けた旧運転免許証は、警部補以上の階級にある警察官（相当職を含む。）の立会いの下に速やかに記載事項及び電磁的記録の内容が復元できない

よう裁断して廃棄すること。

第９　更新申請手続が完了しなかった場合の運転免許証の取扱い

更新事務取扱警察署は、運転免許証の更新を受けた者が更新期間内に更新時講習を受講しなかった場合は、県免許センターに連絡の上、新運転免許証返納送付書（旧運転免許証の失効）（別記様式第19号）とともに交付する予定であった運転免許証を速やかに送付すること。

別表

運　転　免　許　証　備　考　欄　記　載　要　領

項　　目	内　　容	記　載　例	備　　考
運転免許の条件関係	法第91条の規定により条件を付与又は解除した場合	（元号）00．00．00 条件付与（眼鏡等） 　宮城県公委 （元号）00．00．00 条件解除（眼鏡等） 　宮城県公委	
	法第91条の２第２項の規定により条件を付与しした場合	（元号）00．00．00 条件付与　普通車はサポートカーに限る 　宮城県公委	
免許証の記載事項変更関係	法第94条第１項の規定により記載事項を変更した場合	（元号）00．00．00 住所〇〇市・・ 　宮城県公委 ＩＣ本籍等変更関係 （元号）00．00．00 本籍変更 　宮城県公委 （元号）00．00．00 本籍変更　ＩＣ手続未済 　宮城県公委 （元号）00．00．00 ＩＣ手続済 　宮城県公委 （元号）00．00．00 国籍等記録変更 　宮城県公委	結婚等の理由で本籍・国籍等、住所又は氏名を変更した場合の表示
免許経歴関係	法第71条の４第４項及び第５項に規定する自動二輪免許の免許経歴	大自二（元号）00年00月00日 　宮城県公委 普自二（元号）00年00月00日 大自二（元号）00年00月00日　（免許歴00日） 　宮城県公委 普自二（元号）00年00月00日　（免許歴00日） 　宮城県公委	運転免許証の備考欄のみの記載とし、マイナ免許証の備考欄には記載しない
初心運転者標識関係	法第71条の５に規定する初心運転者の遵守事項	初心運転者標識免除（普通） 　宮城県公委 初心運転者標識免除（準中・普通） 　宮城県公委	準中型免許又は普通免許を受けていた者で過去に当該免許を受けていた期間が通算１年に達しているものは、初心運転者標識を車に付けることを免除する表示
		準中型（元号）00年00月00日 　宮城県公委	準中型免許の取得日を記載し、初心運転者期間の開始日を表示

別記様式第１号の１

変更がある場合はボールペンで記入してください。

運転免許証等更新申請書

宮城県公安委員会 殿　（兼 記載事項変更届）

申請日
年　月　日

更新	特例	一部		(住所)	(氏名)	(住所+氏名)	(本・国籍)	(本籍+住所)	(本籍+氏名)	(本・住・氏)	(呼び名)
36	32	33		1	2	3	4	5	6	7	8

条件コード					

写真は不要です。

フリガナ	
氏名	

生年月日	大正・昭和・平成	年　月　日	性別	男・女

変更する番号を〇で囲んでください。	1. 氏名　2. 本籍・国籍等　3. 住所(県内異動)　4. 生年月日 5. 住所(県外から転入)　6. 保有状況の変更 ※氏名、本籍・国籍等の変更には住民票、住所変更には新住所を確認できる書類等が必要です。
新本籍・国籍等	変更の方のみ記入
新住所	宮城県　変更の方のみ記入
電話連絡先	

備考

現在の保有状況	更新する情報	手続後の保有希望	免許証等の紛失等の事情の有無	マイナンバーカード
免許証	免許証	免許証	有・無	有効
マイナ免許証	免許情報記録	マイナ免許証	(免許証・マイナ免許証)	失効

特定失効区分	変更なし	やむを得ず失効				特定取消	更新申請県	22	通知講習区分	優良	一般	違反初回	高齢者
		6か月以内	継続歴有	6か月超3年以内	継続歴有	継続歴有							
	0	1	2・A	5	6・B	8・9・C							

（この線から下には記載しないでください。）

免許証番号　　免許証暗証番号

照会番号(5)：＿＿＿＿＿＿

免許情報記録番号　　マイナ免許証暗証番号

免許証番号

適性検査結果	視力			左	右	両	深視力	回	実施結果	視野	左	○	運動能力	・適 ・裏面記載	総合判定	適 適（解除） 適（変更） 適（付与）	検査担当官	
		裸眼	合格					1回目	mm		右	○						
		矯正 メガネ / コンタクト	合格					2回目	mm									
								3回目	mm		計	○						
								平均	mm									

適　性　検　査　結　果　欄	
右手 左手	
人体	

資　料　区　分		申　請　取　消	適　性　検　査　日

取消免許種別										
新	二　小　原	大正	昭和	平成	令和	年　月　日				
		2	3	4	5					
	そ　の　他	大正	昭和	平成	令和	年　月　日				
		2	3	4	5					
	免許の種類	中　型	準中型	普　通	大　特	大自二	普自二	小　特	原　付	
		１８	１９	１２	１３	２１	２２	１５	１６	

別記様式第１号の２

質　問　票

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

1　過去５年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。　□はい　□いいえ

2　過去５年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。　□はい　□いいえ

3　過去５年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週３回以上となったことがある。　□はい　□いいえ

4　過去１年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を３日以上続けたことが３回以上ある。
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが３回以上ある。
□はい　□いいえ

5　病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。　□はい　□いいえ

宮城県公安委員会　殿　　年　　月　　日

上記のとおり回答します。　　氏　名

（注意事項）
1　各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
（運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。）
2　虚偽の記載をして提出した方は、１年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
3　提出しない場合は手続ができません。

別記様式第２号

太枠内をボールペンで記入してください。

運転免許取消申請書

（兼運転免許証返納届）

宮城県公安委員会 殿

申請日	年　月　日

写真は不要です。

フリガナ				
氏名				
生年月日	大正・昭和・平成	年　月　日	性別	男・女

取消を申請する免許の種類	全部・一部	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大型二	中型二	普通二	大特二	け引二
受けたい他の免許の種類	無・有															
免許証の記載事項の変更の有無	有・無															
過去３年間以内に交通事故か交通違反はありますか	□は　い　□い　い　え															

現在の保有状況	手続後の保有希望	免許証等の紛失等の事情の有無	マイナンバーカード
免許証・マイナ免許証	免許証・マイナ免許証	有・無／免許証・マイナ免許証	有効・失効

番号		免許の条件		備考（申請理由など）
処分等年月日				
処分時間				

（この線から下には記載しないでください。）

免許証番号

受付

別記様式第３号

教 示 事 項

この処分（運転免許更新処分）に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければならないこととされています。

別記様式第４号

運転免許証再交付申請書 （兼 記載事項変更届）

宮城県公安委員会 殿

記変	再交付	申請日
51	59	年 月 日

免許証番号					免許情報記録の番号				
交付年月日	年 月 日				照会番号				
有効年月日	年 月 日				公安委員会		免許色	金 青 緑	
再交付理由	亡失	盗難	焼失	滅失	汚損	破損	記変	写真	その他
	1	2	3	4	5	6	7	8	9

備考

この紙をはがし、写真を貼付してください。

写 真

（ 3.0×2.4cm ）

無帽・無背景
正面上三分身
６か月内撮影

亡失等した免許証の内容					
フリガナ		現在の保有状況	免許証等の紛失等の事情	マイナンバーカード
氏 名		免許証	有 ・ 無	有効
		マイナ免許証	免許証・マイナ免許証	失効
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	性別	男 ・ 女	
本籍･国籍等				
住 所				
電話番号		本 人 確 認		
免許の種類	大型 中型 準中型 普通 大特 大自二 普自二 小特 原付 け引 大型二 中型二 普通二 大特二 け引二	住民票・マイナンバーカード 保険証・その他（ ）		

⇩ 変更のある方は記入してください。

変更届		
変更する項目の番号をすべて〇で囲んでください。	1.氏名 2.本籍・国籍等 3.住所（県内異動） 4.生年月日 5.住所（県外から転入） 6.マイナカード等切替（ ）	
フリガナ		
新氏名	（氏）	（名）
新本籍・国籍等		
新住所		
手続後の保有希望	免許証 ・ マイナ免許証	

（この線から下には記載しないでください。）

免許証番号

免許証暗証番号

免許情報記録番号

マイナ免許証暗証番号

受 付

別記様式第５号

運転免許証交付申請書

年　　月　　日

宮城県公安委員会　殿

氏名・生年月日		年　　月　　日
本籍・国籍等		
住所		
手続後の保有希望	免許証　・　マイナ免許証	
免許証の記載事項の変更の有無	有　・　無	
免許証等の紛失等の事情の有無	有　・　無　／　免許証　・　マイナ免許証	
追加交付年月日	年　　月　　日	
抹消申請年月日	年　　月　　日	

----------　（この線から下には記載しないこと。）　----------

免許証番号

免許証暗証番号

免許情報記録番号

マイナ免許証暗証番号

別記様式第６号

特定免許情報記録申請書

年　　月　　日

宮城県公安委員会　殿

氏名・生年月日		年　　月　　日
本籍・国籍等		
住所		
免許証の保有の有無	有　・　無	
手続後の保有希望	免許証　・　マイナ免許証	
マイナンバーカード	有効　・　失効	
免許証等の紛失等の事情の有無	有　・　無　／　免許証　・　マイナ免許証	
免許証の記載事項の変更の有無	有　・　無	
記録申請年月日	年　　月　　日	
返納年月日	年　　月　　日	

----------　（この線から下には記載しないこと。）　----------

免許証番号　　免許証暗証番号

免許情報記録番号　　マイナ免許証暗証番号

別記様式第7号の1

<table>
<tr><td colspan="15">免許保有状況変更申出書（紛失等時）
令和　　年　　月　　日
宮城県公安委員会殿</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">生年月日</td><td colspan="13">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">紛失等の直前における免許証及び免許情報記録個人番号カード双方の保有の有無</td><td colspan="13">有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち紛失等したもの</td><td colspan="13">免許証　・　免許情報記録個人番号カード</td></tr>
<tr><td colspan="2">紛失等した理由</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">現に受けている免許</td><td colspan="2">免許証等の有効期間の末日</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">免許証等番号</td><td colspan="13">第　　号</td></tr>
<tr><td rowspan="5">免許年月日・種類</td><td>第一種免許</td><td>二・小・原</td><td colspan="10">年　　月　　日</td><td>昭和</td><td>平成</td><td>令和</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許の種類</td><td>大型</td><td>中型</td><td>準中型</td><td>普通</td><td>大特</td><td>大自二</td><td>普自二</td><td>小特</td><td>原付</td><td>け引</td><td>大二</td><td>中二</td><td>普二</td><td>大特二</td><td>け引二</td></tr>
<tr><td>第一種免許</td><td>その他</td><td colspan="10">年　　月　　日</td><td>昭和</td><td>平成</td><td>令和</td></tr>
<tr><td colspan="2">第二種免許</td><td colspan="10">年　　月　　日</td><td>昭和</td><td>平成</td><td>令和</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許の条件</td><td colspan="13"></td></tr>
</table>

備考　1　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。

2　紛失等の直前における免許証及び免許情報記録個人番号カード双方の保有の有無欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれかの紛失等の直前において、免許証及び免許情報記録個人番号カードの双方を有していた場合には「有」を、免許証及び免許情報記録個人番号カードの双方を有していたわけではない場合には「無」をそれぞれ○で囲むこと。

3　免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち紛失等したもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか紛失等したものを○で囲むこと。

4　現に受けている免許欄に係る欄には、紛失等することなく現在保有する免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか一方に係る事項を記載すること。

5　現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証等番号（免許証番号又は免許情報記録の番号をいう。）、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載すること。

6　免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を示す略語を○で囲むこと。

7　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号の2

<table>
<tr><td colspan="15">免許保有状況変更申出書（発見時）
令和　　年　　月　　日
宮城県公安委員会殿</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">生年月日</td><td colspan="13">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち発見したもの</td><td colspan="13">免許証　・　免許情報記録個人番号カード</td></tr>
<tr><td rowspan="7">現に受けている免許</td><td colspan="2">免許証等の有効期間の末日</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">免許証等番号</td><td colspan="13">第　　号</td></tr>
<tr><td rowspan="5">免許年月日・種類</td><td rowspan="2">第一種免許</td><td>二・小・原</td><td colspan="9">年　　月　　日</td><td>昭和</td><td>平成</td><td>令和</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許の種類</td><td>大型</td><td>中型</td><td>準中型</td><td>普通</td><td>大特</td><td>大自二</td><td>普自二</td><td>小特</td><td>原付</td><td>け引</td><td>大二</td><td>中二</td><td>普二</td><td>大特二</td><td>け引二</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第一種免許</td><td>その他</td><td colspan="9">年　　月　　日</td><td>昭和</td><td>平成</td><td>令和</td></tr>
<tr><td colspan="2">第二種免許</td><td colspan="9">年　　月　　日</td><td>昭和</td><td>平成</td><td>令和</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許の条件</td><td colspan="13"></td></tr>
</table>

備考　1　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。

2　免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち発見したもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか紛失等したものとして、紛失等に係る免許保有状況変更申出時に申出をしたもので発見したものを〇で囲むこと。

3　現に受けている免許欄に係る欄には、紛失等に係る免許保有状況変更申出後に発見した免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか一方に係る事項を記載すること。

4　現に受けている免許欄には、現に受けている免許の係る免許証等番号（免許証番号又は免許情報記録の番号をいう。）、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載すること。

5　免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を示す略語を〇で囲むこと。

6　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第８号

運転免許証亡失・滅失等てん末書

年　　月　　日

宮城県公安委員会 殿

住　　所			
氏　　名		生年月日	年　　月　　日
電話番号		保有状況	免許証　・　マイナ免許証

⇩ 太枠内をボールペンでハッキリと記入してください。

亡失・滅失等の年月日時	年　月　日　午(前・後)　時　分から 年　月　日　午(前・後)　時　分までの間		
亡失・滅失等の場所(区間)			
亡失・滅失等した運転免許証	交付公安員会	宮城県（　　）公安委員会	
	交付年月日	年　月　日	
	免許の種類	大型 中型 準中型 普通 大特 大自二 普自二 小特 原付 け引 大型二 中型二 普通二 大特二 け引二	
亡失・滅失等の状況			
亡失・滅失等の届出状況	届出の有・無	届出年月日　年　月　日 届出先　警察署　交番・駐在所	
３か月以内の交通違反歴 人身事故歴	有・無	交通違反名（　　） 人身事故歴　回	
過去１年以内の再交付回数	０回、　１回、　２回、　３回以上（　　回）		

私は、運転免許証を不正に取得することが道路交通法で禁止されていることや、亡失した運転免許証を発見したときは、速やかに返納しなければならないことは理解しておりますので、これに違反しないことを誓います。

また、申請に当たり、次の注意事項は分かりました。

氏名

注意事項

1　虚偽の申立てにより運転免許証の更新や再交付の申請を行った場合、処罰されます。

2　運転免許証の更新や再交付後に旧免許証を発見し、これを返納しないときは処罰されます。

3　このてん末書は、運転免許証の更新申請書又は再交付申請書に添付して提出してください。

受理日時	年　月　日　午前・午後　時　分
受理者	所属　官職　氏名

別記様式第９号

免許情報記録抹消届

年　　月　　日

宮城県公安委員会　殿

ふ　り　が　な	
氏　　名	
生　年　月　日	年　　月　　日
免許証の記載事項の変更の有無	有　・　無
抹消申請年月日	年　　月　　日

（この線から下には記載しないこと。）

免許証番号

免許証暗証番号

免許情報記録番号

マイナ免許証暗証番号

別記様式第10号

運転免許証返納届

年　月　日

宮城県公安委員会　殿

ふりがな	
氏名	
生年月日	年　月　日
免許証の記載事項の変更の有無	有　・　無
返納年月日	年　月　日

（この線から下には記載しないこと。）

免許証番号

免許証暗証番号

免許情報記録番号

マイナ免許証暗証番号

別記様式第11号

て　ん　末　書

年　　月　　日

宮城県公安委員会　殿

住　所

氏　名

生年月日　明治
大正
昭和
平成　　年　　月　　日

（　　歳）

私は、　　年　　月　　日頃の　午前　午後　　時頃

（都道府県）　　（市区郡）　　おいて、

更新申請中の運転免許証を（紛失して　　忘れて来て）しまいました。

今後このようなことがないように十分注意しますので、このてん末書をもって申し上げます。

別記様式第12号

運転免許条件申請書（登録票付）

宮城県公安委員会殿

申請日	年　月　日				
フリガナ		生年月日	年　月　日	性別	男・女
氏　名					
電話番号	携帯 ・ 自宅 ・ その他　（　　）　－				
免許証の記載事項の変更の有無	有　・　無				

太枠内を記入してください。

（この線から下には記入しないでください。）

① 資料区分	条変	登録年月日	年　月　日				
	５８						
受けようとする条件	普通車はサポートカーに限る		付与	⑩ 処理区分			
			変更	⑳ 条件コード			
限定解除審査の結果							

登録	受付

別記様式第13号

太枠内をボールペンで記入してください。

運転免許証記載事項変更届

宮城県公安委員会　殿

記変	届出日	令和　　年　　月　　日	電話	
51	届出者	本人 代理人		

現に受けている免許				備考
フリガナ				
免許証に記載の氏名				
生年月日	大正・昭和・平成　　年　　月　　日			
免許証番号				
免許情報記録の番号				

変更する項目のみを記入	
変更する項目の番号をすべて〇で囲んでください。	1．氏名　2．本籍・国籍等　3．住所（県内異動） 4．住所（県外から転入）
フリガナ	
新氏名	
新本籍・国籍等	
新住所	宮城県

（この線から下には記載しないでください。）

免許証番号

受付

別記様式第14号

太枠内をボールペンで記入してください。

運転免許証記載事項変更届

（生年月日修正）

宮城県公安委員会 殿

50	届出日	年　月　日

| | | |

別記様式第15号

経由申請書
（更新申請書県外用）

＿＿＿＿＿＿＿＿公安委員会 殿

申請日
年　月　日

フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成 年　月　日	性別	男　・　女
氏名				電話	

免許証暗証番号①					免許証暗証番号②					マイナ免許証暗証番号		

免許証番号		免許情報記録番号	

現在の保有状況	更新する情報	手続後の保有希望	免許証等の紛失等の事情の有無	マイナンバーカード	経由地公安委員会における免許情報記録	経由地公安委員会への免許証返納	講習受講済 宮城県公安委員会
免許証	免許証	免許証	有　・　無	有効	有	有	受領方法
マイナ免許証	免許情報記録	マイナ免許証	免許証・マイナ免許証	失効	無	無	郵送　・　直接

更新手数料

収入証紙	収入証紙	収入証紙	収入証紙
①	②	③	④

適性検査結果通知書

年　月　日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会　印

上記の者について、道路交通法第101条の２の２第２項の規定により適性検査を実施したので、その結果を通知する。

適性検査結果	視力			左	右	両	深視力	回	実施結果	視野	左	○	運動能力	・適 ・裏面記載	総合判定	適 適（解除） 適（変更） 適（付与）	検査担当官	
		裸眼	合格					1回目	mm		右	○						
		矯正 メガネ コンタクト	合格					2回目	mm		計	○						
								3回目	mm									
								平均	mm									

別記様式第16号

年　　月　　日

暗 証 番 号 照 会 ・ 閉 塞 解 除 依 頼 書

宮 城 県 公 安 委 員 会　殿

私が保有する　運転免許証 ／ マイナ免許証　について、次のとおり依頼します。

内　　容	□　暗証番号照会　　□　閉塞解除依頼											
氏　　名												
生 年 月 日	大正 ・ 昭和 ・ 平成　　年　　月　　日　生まれ											
住　　所	宮城県											
電 話 番 号												
免 許 証 番 号												
免許情報記録番号												

※ 担当者記入欄

所　　属		氏　　名	

免　許　証　等　暗　証　番　号

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

認 証 番 号 ①				

暗 証 番 号 ②				

マイナ免許証 暗　証　番　号				

担 当 者	

別記様式第17号

申請取消し等申請確認書

1　次の事項を記入してください（申請者が記入してください。）。

申請者	住　所				
	(フリガナ) 氏　名 (旧姓)	氏（旧姓　　）	名	生年月日	大・昭・平 年　月　日
				性　別	男　・　女
	電話番号	自 宅 ・ 携 帯			
	保有状況	・運転免許証　　・マイナ免許証			

2　次の質問にお答えください（申請者が記入してください。）。

⑴　運転免許証、マイナ免許証を返納しますか。
（又は一部試験免除による運転免許の再取得を辞退しますか。）
□　は　　い　　□　い　い　え

⑵　過去３年間以内に交通事故又は交通違反をしたことがありますか。
□　は　　い　　□　い　い　え

⑶　⑵で「はい」の方は交通事故又は交通違反の内容をお答えください。

年　月　日	場　所	事故・違反の内容
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		

3　申請による運転免許の取消し、運転免許経歴証明書交付申請、運転免許経歴証明書記載事項変更、運転免許経歴証明書再交付申請及び返納の手続を代理人に委任する場合は、次の事項を記入してください（申請者が記入してください。）。
※ 代理人の身分証明書の写しを添付してください。

私は、申請による（・運転免許の取消し・運転免許経歴証明書交付・記載事項変更・再交付・返納）の手続を次の者に委任します。

年　月　日

氏 名（申請者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住 所（代理人）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名（代理人）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記様式第18号　　（表）

国外運転免許証交付申請書

年　　月　　日

宮城県公安委員会　殿

申請者氏名

電　　話

国外運転免許証の申請区分	A・B・C・D・E
現に受けている免許	

手数料	
宮城県収入証紙 ④	宮城県収入証紙 ①
宮城県収入証紙 ⑤	宮城県収入証紙 ②
宮城県収入証紙 ⑥	宮城県収入証紙 ③

発給番号		担当者	

収入証紙を上記枠に番号順にお貼りください。

太線内はパスポートどおりに記入してください。

旅券番号 NO. OF PASSPORT		発行年月日 DATE OF ISSUE	

氏　　名 （ N A M E ）	名 (GIVEN NAME)	姓 (SURNAME)	性別(SEX)

本籍・国籍等 （ 県　　名 ）		出生地 (県 名)	
生 年 月 日		身長	

職　　業	
渡 航 目 的	観光 ・ 仕事 ・ 留学 ・ その他（　　）
渡 航 先（国名）	
渡 航 予 定 日	月　　日 頃
渡 航 期 間	(約　　間)

別記様式第19号

年　　月　　日

交 通 部 運 転 免 許 課 長　殿

警察署長

新運転免許証返納送付書（旧運転免許証の失効）

旧運転免許証の有効期間が本日までである者に係る新運転免許証について、更新免許証未交付台帳の写しを添えて送付します。

記

以下　　人分